

## 交付申請書類チェック表(建替解体)

2026/4

	書類名	注意事項	申請者 チェック欄	市役所 チェック欄
1	補助金交付申請書 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付空欄にしてください。</li> <li>・申請人は、居住者にしてください。</li> <li>・予定工事期間は、交付決定日以後から翌年2月までの間としてください。</li> </ul>		
2	案内図			
3	耐震診断報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「耐震診断調査票」でも可(ホームページに様式有)</li> </ul>		
4	外観写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A4サイズに2~3枚でまとめて提出してください。</li> </ul>		
5	工事見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅(母屋)の解体費のみの金額がわかるものにしてください</li> <li>・付属建物解体費や家財処分費などは補助対象外になります</li> </ul>		
6	建築年のわかる書類	昭和56年5月31日以前に着工された住宅であることを確認するため、以下のいずれかの書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認済証の写し</li> <li>・建物全部事項証明書(法務局)の写し</li> <li>・固定資産税課税台帳証明書(税務課)の写し</li> </ul>		
	その他	上記以外で市が必要と認める書類があれば依頼します		

添付書類は予告なく変更になる場合があります。  
手続きには必ず事前にご確認ください。

塩尻市 建設部 建築住宅課  
TEL 0263-52-0280(1293,1294)  
FAX 0263-52-0310  
Mail kenchiku@city.shiojiri.lg.jp